

山形県社会福祉事業団行動計画

すべての職員が、仕事と子育てを両立し、家庭生活を充実させながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るため、さらには、女性職員が、より一層その能力を発揮し、職業生活において活躍することを推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2 内容

【育児をしていない職員も含めた取り組みに関する事項】

目標1 夏季休暇及び健康維持増進・家庭生活充実休暇のより一層の取得促進をめざす。

<対 策>

- すべての職員が完全取得できるよう、制度の周知を図るとともに、計画的な取得の促進等、環境づくりに努める。

目標2 家族と共に過ごす時間を持つため、定時に帰宅できる職場環境を醸成するとともに、引き続きノー残業デーを週1回程度設定し徹底を図る。

<対 策>

- 引き続き、職場全体で意識を高め、確実な実施に努める。

【次世代の育成及び女性活躍の推進に共通する取り組みに関する事項】

目標3 男性の育児休業の取得促進を図り、計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間内に3人以上取得すること。

(契約職職員及び非常勤嘱託職員を含む。)

<対 策>

- 男性職員の育児参加を促進するため、引き続き周知・啓蒙する。

目標4 育児時間等、子育てに関する休暇の取得しやすい職場環境を醸成する。

<対 策>

- 制度の周知を図るとともに、育児時間代替職員の配置等により、育児時間等、子育てに関する休暇を取得しやすい職場環境を醸成する。

目標5 女性が女性固有の休暇を取得しやすい環境を整備する。

<対 策>

○平成30年4月1日～

「生理休暇」の名称を「女性休暇」に変更する。

名称の変更について、施設長会議等で周知を図りながら制度の定着に努め、「女性休暇」を取得しやすい環境を醸成する。

目標6 結婚、出産、育児、介護、看護等を理由とする退職者に対する再雇用制度を導入することで、次世代の育成及び女性の活躍を推進する。

<対 策>

○平成30年4月1日～

結婚、出産、育児、介護、看護等を理由とする退職者に対する再雇用制度「退職職員再雇用制度（ウエルカムバック）」を導入し、次世代育成及び女性活躍推進等の諸制度の趣旨に則り、退職職員の再雇用を円滑に促進する。

3 実施時期（各目標共通）

○平成30年4月～

取り組み開始

○平成34年10月～

効果の測定・評価及び次期計画の策定